

情報化調整幹事会運営要綱

平成19年3月30日

川総シ企第1351号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。以下「規則」という。）第8条第10項の規定に基づき、情報化調整幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、総務企画局デジタル化施策推進室長をもって充てる。

3 副幹事長は、総務企画局デジタル化施策推進室担当課長〔情報システム調整〕をもって充てる。

4 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務企画局都市政策部企画調整課長

(2) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長〔情報通信基盤〕

(3) 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

(4) 財政局財政部財政課長

(会議等)

第3条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、その議長となる。

2 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

3 幹事会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議事項等)

第4条 幹事会は、規則第8条第1項に規定する情報化調整委員会（以下「調

整委員会」という。)の調査審議及び調整に関する事項について、事前に審議等を行い、その審議結果に基づいて、幹事会として意見を集約し、調整委員会に報告するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。